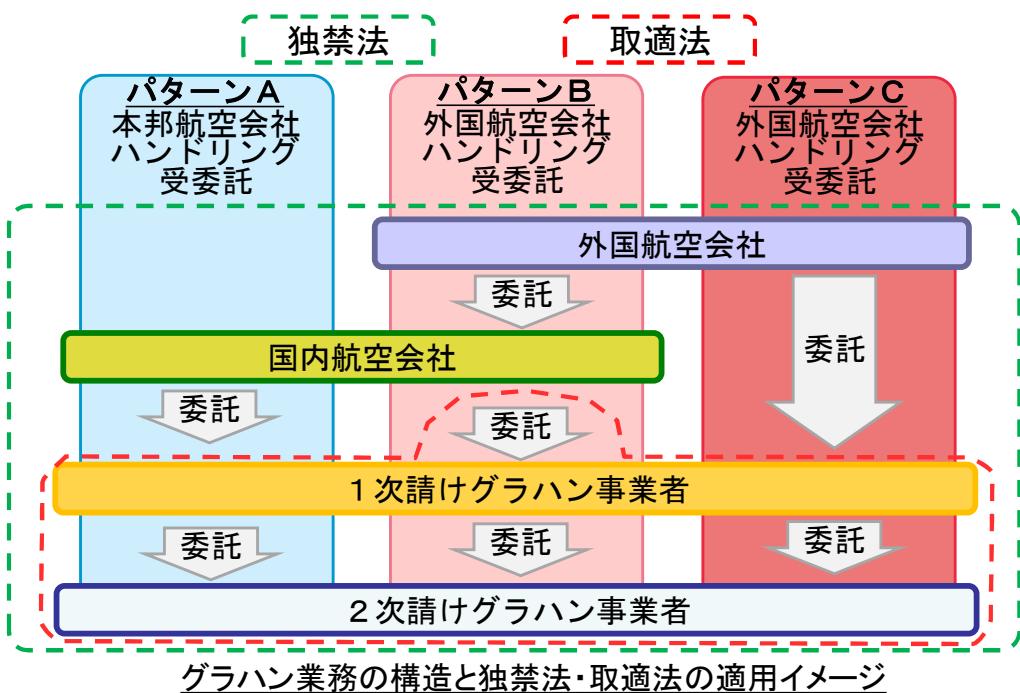


空港グランドハンドリング事業取引適正化ガイドライン

空港グランドハンドリング業務の持続可能な維持・発展に向け、労務費等のコスト上昇に対して適切な価格転嫁による適正取引を推進し、安全・安心な職場環境の確保や処遇改善を進めていくことが必要。これを踏まえ、国土交通省において、空港グランドハンドリング事業取引適正化ガイドラインを策定。

空港グランドハンドリングの業界構造

- 航空会社とグラハン事業者の受委託取引は、3パターンに類型。一部業務を2次・3次請け事業者に再委託しているケースが多く、業界として多重委託構造。



独禁法・取適法の適用

- 取適法(令和8年1月1日施行)では、業所管官庁も委託事業者へ指導・助言が可能。
- 「買いたたき」等の禁止行為について、取適法等の留意点、求められる取引慣行、望ましい取引実例(ベストプラクティス)を事例形式で紹介。
- 取適法や独禁法の要件を満たさない取引についても、適正取引を推進していくことが重要であることを記載。

適正な取引を推進する上で必要な関係事項

- 低賃金や長時間労働等の不適切な勤労条件等を強いることは、不安全事象の増加や、ひいては航空機の安全運航にも支障を来しかねないことを強調。
- 適正取引の推進に加え、業務受委託関係における取引先からのカスハラの防止や、勤務間インターバル制度の導入等、職場環境の整備が必要。

関係者間におけるリスク分担のあり方

- 外航の路線誘致を主体的に実施し路線就航によるメリットを享受している県等の地方公共団体や空港会社等についても、減便や撤退時における適切なリスク分担のあり方を関係者間で検討していくことが重要。
- 荒天による欠航等の想定外の事象が生じた際の費用負担についても委託者・受託者で都度十分な協議を行い、適正な取引を進めることが重要。

【概要】グランドハンドリング業務

着陸
→

グランドハンドリングは、航空機が空港に到着してから出発するまでの限られた時間内で行われる地上支援作業の総称である。その内容は航空機の誘導や客室の整備、旅客の案内、手荷物・貨物の搭降載、燃料の給油等多岐に亘る。

離陸
→

近年では、先端技術を活用した業務の省力化・効率化の取組が進んでいる。

